

30

20

10

9

8

7

6

5

4

3

2

1

0

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

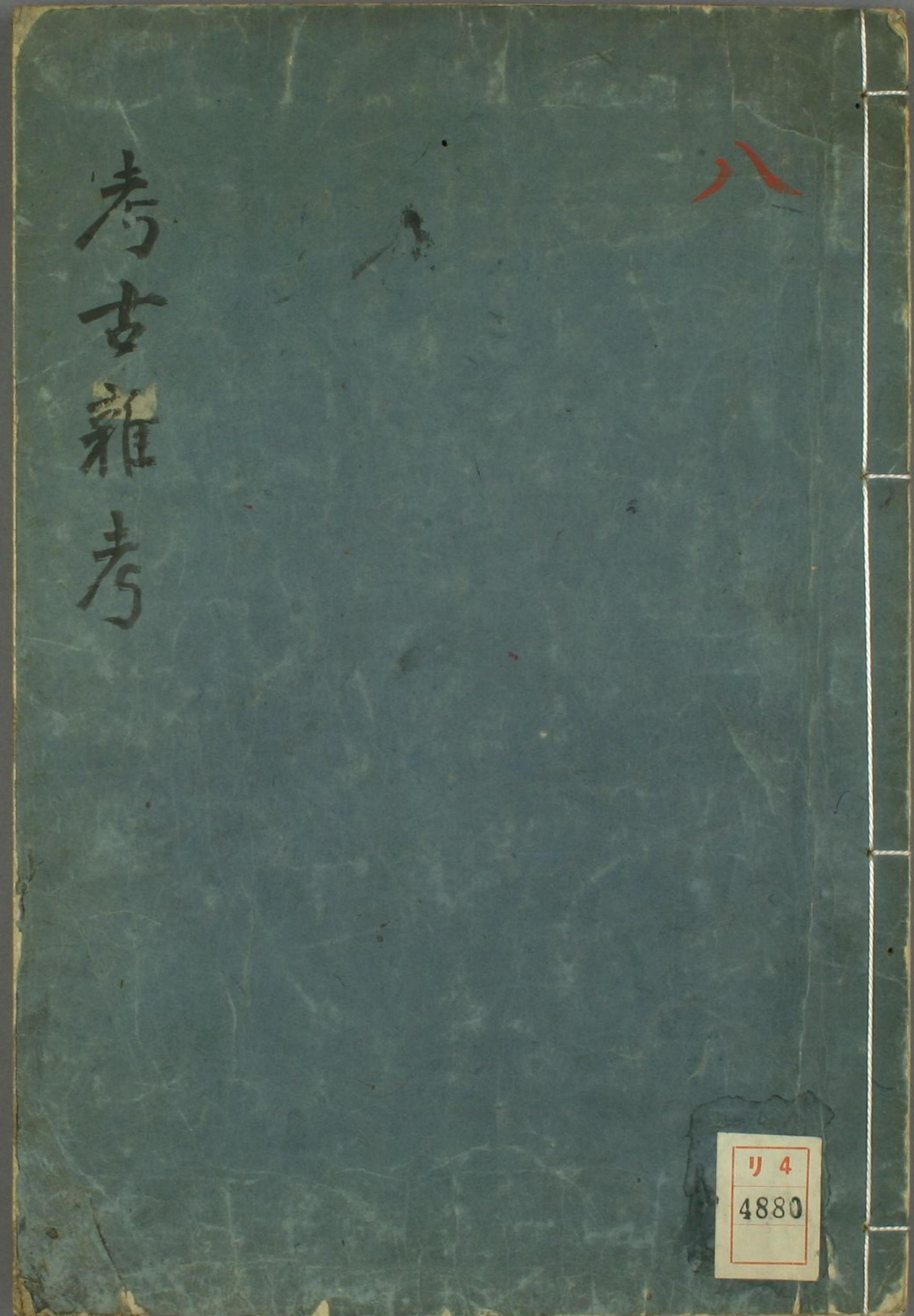
JAPAN

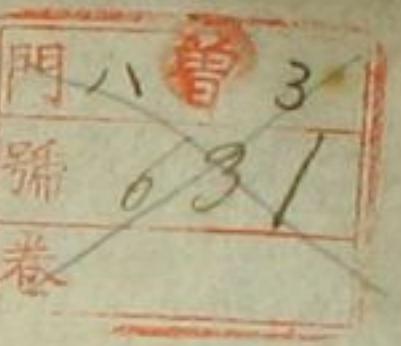
Tama

リ 4

4880

考古叢書





洞津考

明治四十一年三月四日  
市島館長 氏共贈



祚風也伊勢國を考せまし所よりして今紀  
きの國す。この國の事あつての事の  
時代も傳わる付めり。能くそんじのせ乃  
かに性をもふ。顯政間傳えあり。何れも源  
ノ子もてゆきむる。印はり。其本  
き世よ。序す。此取締もと。考成

あり津小島へ得をせむるをねうて彼や  
くらふもやく路あらうればめのるとくさう高  
ううあれもく換式の文のあのう代くわおも  
多くとき伊勢津志の代車の市了饅頭彦領  
をととやん古ミニ入書ア行うきそれを余  
みごをとく色を竹原すう一のやふさん  
伊勢朝臣を護りたる者は所をかまく國  
のあまねくかあるすあらはうきのそんもよ

あーかの布護の朝臣ハ天の國事主の神商ア  
天日別令の後アリテ天日別ヨミテ子メ  
リモテ古名雄ハまひ度合アリテ天  
正院ハいの郡アリテアハ故ニセ隊別  
アリテ其舊伊勢の朝臣ミアリテア  
浦川ハ和護了因送シテ又あふ日古大山  
城のあくもあくとハマリルヒ侍次あ濃津  
守継落

うれふを潤津とすゝ其事かとくりんが圓の  
人のまわるが伊勢の圓はありまやと名へ  
いふ美けくとすううーあの社のきふある  
場所でゆうもハ圓の圓帳ーー氏のはまふ  
あくまくの隣尔の場所のやさのせぬと  
ゆくふまゆくもあーとあんむとね  
きとうか向て所をねとくハ若く平  
静のもうしげ玉よひおもりはえ情のよ

とてつとせりりだくとある傍ふと圓ふ  
きうれとすすみゆく本ハも半まく有す  
又たまう場所と壁の傍れをやうて所す  
あの傍ふとセのひがーーとすすむと植の  
林すくとせりきまたとあくまくのやーーと  
あま深の底社ゆう川をゆくと今ハねの底  
れすもとくとおぬじてとくとくとおの根あす  
ううあうせうあうめやうあうへーとの底

不思議の事であるは御くらん。内をもと  
て例の事のもううかく成ゆる。又さへ

秀亞槐文月寒涼親房書

右本脩文中尾志軒之能全可稱定印  
天正元年二月、中判

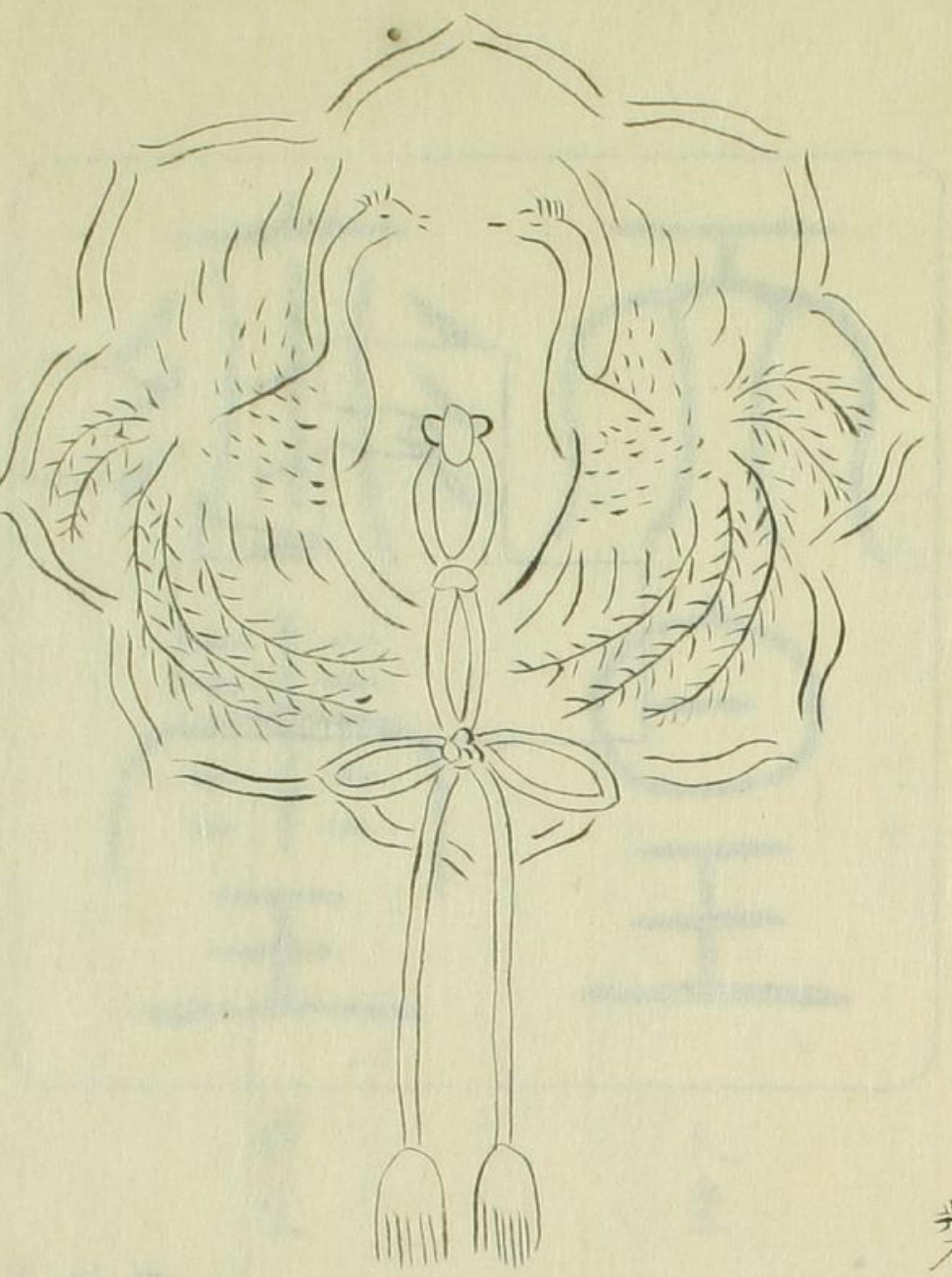
右准后親房卿洞津考一冊墨付三葉次  
興先堂之本書寫之校合畢

言保辛亥九月

松崎義克記

三種神室考

此鏡の裏なり表の八花形鏡也  
古語拾遺曰日像の鏡とある



装束圖繪所載八花形鏡之図

ヤツナカメ  
ロシロタシ一尺五寸

古代の鏡もみなうる  
食のものなりすゝる  
此図よしよ載する  
善光寺の近山すゝり  
ひでくる石棺すゝり  
ヨリ古鏡もすゝり  
このうみと云ひて  
すゝりと信濃人の

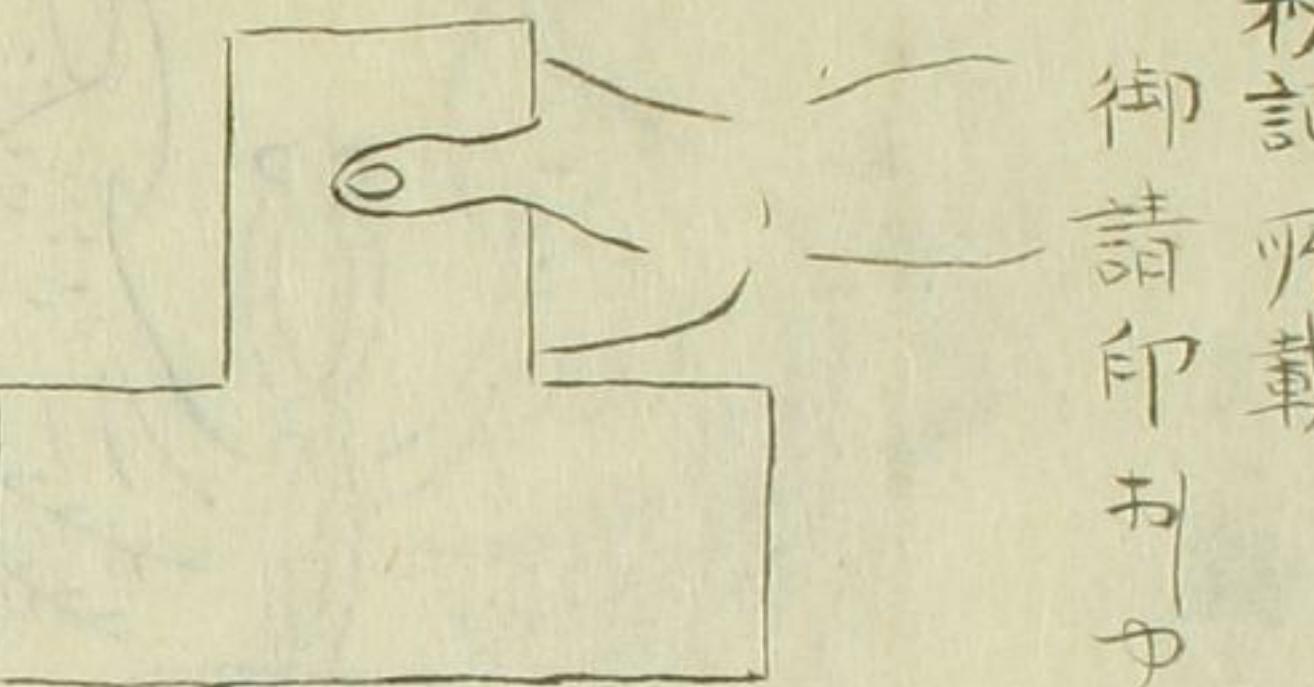
御印  
天皇

寶室

樞口秘記所載御請  
印章之図

予藏書の皇國古印  
譜  
ナシ  
モハ  
コ  
此を以

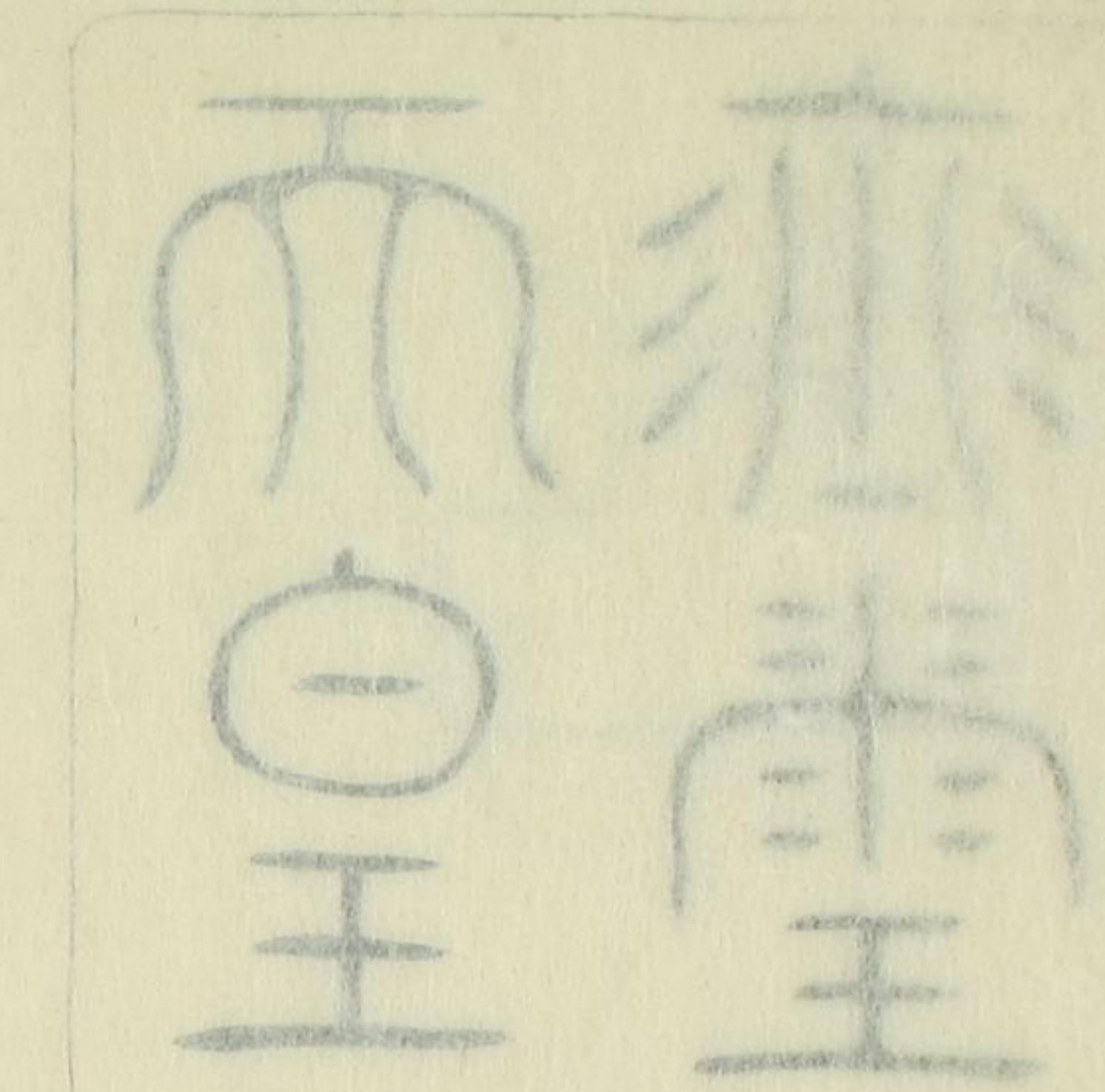
此者の色ハ飴のとくより  
さねる石似てハシモ  
たまリのなり



樞口秘記所載  
御請印 あやの図

信州善光寺  
もとほりで  
らむ石棺よ  
すりてくる曲  
玉の図





三種神宝考

三種神宝とハ、八咫鏡、草薙劍、八坂瓊杵玉の三種  
と云ふて、中古よりモ曲玉と云フキニシテ、神靈  
トシテ御み乃見ム。トシテ、古事記考フム。  
鏡劍玉の三種を古事記日本紀、云フはうのひのよ、云  
モノもとヤ、神乎玉と云ニト、トナリムえり、や、中古  
ヨリ神玉と云フカム。云フて、後のもの云ヒとね  
ヒのを云ヒトマレ。御この皇國も、万葉よ、言葉の  
さちこかくよ、まちのとまくくふ、なをとひひて、文

古書より神玉の文字など  
見てみると、あるの神  
代卷に詔格遣などと天  
皇の字あり。つづいて印の  
ことよニヒムコアハ、  
種の神玉のことよ天玉  
ことよフモモ印めこと  
もてハヨのこともく写  
ぎ

古樂府更ニ種神宝と  
うれしきいのよろこび

字と子より、つゝ諸社、言讀までゆくに少  
れも、神代ノ有玉のあるトヨウもナ、  
收亦能続絃曲即太子ノ先道稚即子師ノ焉ハ月未云又十六年直  
云王仁末之則太子苑道稚即子師ノ之習諸曲籍於王  
ナミれヨよみつヨよ付文字のこと書籍のことを等  
くミえルとミむカい文字なレを印ハ印ナカト  
字スる古事記皇孫阵ノ朱ニ於是副キ賜サカ其遠キ岐斯ハ尺勾  
總鏡及草薙劍ノ神代ノ卷下の皇孫大  
神乃賜天津彦彦火瓊杵尊ハ坂瓊杵玉及八咫  
鏡草薙劍三種宝物ノ有ミ有戒シ劍ノ神玉之支ハ八  
坂瓊杵玉トモニシ奉ル也ノとミえレれ神玉と  
神玉のことニとミるアト、中さトうのトとミて萬物ハ

印のこと、さやく令よみ  
えられは、ことのちのゆのみ  
もありひこの印、ひづぬ  
言の事ふを令職、京物  
なごみす

花形の焼よもぎとそのじやく人の余め  
よもぎよもぎよもぎよもぎよもぎよもぎ

衣のゆきよ玉よのくふ  
とい、古代の風俗なり古  
事記日本紀と云ひて之  
之

人より葬る所、石棺、  
ケジよきをやまのいもあすけ、  
よし、東京土記よもじかとくとく  
てこよんがちひきうつよと云このいわゆ、  
棺のこと、おの由玉と衣の由ナリよあけゝるよりなれ  
神せの由玉とし、されよりてもうもえる事、人と  
玉鏡などすのくることも、貴よ人などえきあるま  
ことるゝされ、信濃などよナモうて貴さいの、おとと  
ト力ナケレハ、としけりきりぬとシヒトあれと書  
紀は考るよ、景行紀天皇之男女前後并八十子神皆封  
國郡、各如其國故当今時謂諸國之別者、即其別王之苗  
裔也、とあれ、之の別王の御死と納むる所すむや

あともハ六鏡と云ハ内侍を借字とハ仕の畠言ひ  
ト、そちよりは藉うけることハ内侍のあらゆるも  
いふなモ、吉宗格要云ハ六鏡六絆リハすアリ、故謂ハ六  
也ト云々とあるも、いづよミヤ、信州モリノテ  
る古鏡も、八保あるも又袋束因縫」のとあるハ元永の鏡か  
の保あるもそれも又さきみをみなる。うすくもニ  
と云々アリ、さて鏡をこれの御鏡よ後世賢所と申  
る見のくろなモ、  
てまくそちのくろあきナリ、内侍所とゆじ  
てあり、其名御抄云、壬子天皇御宇始為別殿  
御溫明殿、白河院仰曰内侍所神鏡、首出殿上天  
而女官懸唐衣袖、奉引苗依此因縁、女官奉守護  
云々職原抄後附女官の茶ニ尚菴一人掌神金云

立又上鷦の奉ふ云、按奉三位、雖為三品、不入夜御殿、  
不取劍玉也。是僧丈故也。云立此神宝も天子の御座と  
哉一とくらなれも内侍おひく出入りて、中ノ鷦已下  
の女房の、うちあるのとく、内侍所ともするも、  
て此鏡のねむき、古室拾要云村上天皇之記曰、徑八  
寸許、云立一說、三尺四寸、云立異本云六尺四寸、云立五寸  
也云、古語拾遺云石凝媛神とてつ  
くらゑえ、又一トク、云、これよりて鏡作と了、宝劍の  
子は、神代卷上云、幸多鳴尊の核、所帶十握劍寸、  
斬其地、至尾劍及鉄故割裂其尾、視之中有

一劍、此所謂草薙劍也。云立村雲劍となつて、ゆゑ  
も、全書分注云、一書曰本名天叢雲劍、蓋大地所居  
之上、常有雲氣、故以名尔。云立古語拾遺云、天地之上、  
常有雲氣、故以為名。云立草薙とぞ一ゆゑ、景行紀  
日本本東征の条分注云、王所佩劍叢雲、自抽之、薙撲王  
之傍草、因是得免、故号其劍曰草薙也。云立古語拾  
遺云、傳武尊東征之年、到相模國、遇野火薙、即  
以此劍、薙草得免、更名草薙劍也。云立皇孫尊此劍  
原々くすりとよ、天王大神高皇產灵尊、此  
れの之種の神宝をうへとまづれをせん兩丘の

景行記駿河國ヨリある

景行記駿河國ヨリれ

おのむとつやとつて、ソつまよひとつまつ  
トモ。古事記、神代卷、古語拾遺。其由来も、古事記  
云此鏡者、專為御御魂而如并五前伊都伎奉  
之云古語拾遺云即勅曰、吾兒視此宝鏡當猶視吾  
与同床共廄以爲存鏡。云神宝と別所よりへも  
ひますことと、宗神記、五年云、漸畏其神勢、共住  
不安、故以天照大神託豐饒入姬命、祭於倭主  
薩邑。古語拾遺云至十磯城瑞垣朝、漸畏神  
威、同殿不安、故更令脊部中率石凝姥神焉。天  
日高神裔一氏更鑄鏡造刃、以爲護身御金。是

天照大神ハ八咫鏡ハシミツカミハハシミツカミ  
八咫鏡ハシミツカミ

今既祚之日、亦獻神室之鏡歟也。云天照大神の  
伊勢の國イセノクニよりもす一そくめは、垂仁紀スジキ年三月  
癸未クメ、帝天照大神於豊饒入姬命、託傳姬命、委倭  
姫命、未鎮坐大神處而詣菟田深惣、更遷之入近  
江國、東四美濃ヒタチノミコト到伊勢國、中隨大神教立其祠於  
伊勢國。云此事、傳姬世記、皇太神官集、武帳、大神宮諸縉  
之ノミコト、ソシのソシの事記、坂士佛參詣などみちみえれと云ふ  
事ハシメ。是時草薙劍も大神とすゆと云ふ  
からねと一考玉すも、この皇太神宮を今之せ内宮  
宮の神主とす、うやみとすもつて、高皇產靈の大神タケミタケミコトと稱  
すもくとれともとまよつて、御御魂とすくあらう外  
の事ハシメ。これもい草薙劍の厚田タマタおも一まくわえハ景行

記日本武尊東平征伐の件は、皇子伊勢の神事と  
ねうのみよとあんてうに倭姫命、皇子のよやす  
えぬと一やつともよ倭姫命、皇子のよやす  
にけとまつて、東征こともて、尾張よりモトモトの宮  
貴媛皇子のすみかと、ると尾張連、厚田よ  
まとくと、皇子のヨリと、お神劍ととあもとま  
くとくとあんてうに、神代古語  
信違るをりの御、天皇の御せよもじよ鏡ととあつたある、鏡劍  
ゆ玉、神代、も代、朝立よつたけしと、寿永の  
大乱よ安位を西園よ行幸たりとそむく

しよくみよりよと、美元議位のやまと、夢  
のうけあひ、伊勢國よと、わよ道す宝劍宝劍、行ふ岸岸、  
のや南北兩朝のふわれよ南朝南朝、と、の  
和陸ありて明徳三年よ北朝北朝、  
よのこく、大裡大裡、おとく、かのよ、有磯有磯、よみと  
おとく、くはく、神室神室の景天殿景天殿、そぞく、よみと、みむと  
おとく、葉秋葉秋、権紀權紀、十石記十石記、百葉百葉、親長日記親長日記  
山行幸記山行幸記などととく、のうとく、よつとくま  
て、さきよちよちよく、のうとく、よつとくま  
ねわよく、もくよく、のうとく、よつとくま

文政十二年十月

大日本國五畿垣内攝津國氏部省因帳

西成郡

行程東西二十九里二百步  
南北二十四里百三十步

安良

公穀一千七百六十三束 假乘一千三十六丸

代見

公穀一千三百六十六束有

假乘待國司之處分充之

坐摩<sup>サカ</sup>大明神<sup>スリ</sup>或及擣

神貢一百三十束所祭之神靈者大酒解小酒解之

二坐也和銅二年正月三月奉神田加神禮其後中

絶應保二年六月以神貢三百束充以豐絶式為祝

部

元亨二年十月下夫日

兵部省

史生源志勝  
史生秦行示

六良

吉野一千九百五十三束

同上一千九百四十九束

西九假

南北二十四里自三十五步  
至南北二十九里二十五步

大日本國五畿垣内攝津國兵部省園張

東生郡行程

東西二十九里二十五步  
南北二十四里自六十步

古市

公穀二千九百六十七束有餘

粟一千五百六十七束

脫高

味原莊

公穀無貢代 穀粟以穀稅充貢代近長三

立月依洪水數為荒地國吏藤原兼仍依牧用之  
儲避其害

災厄善化

酒人保

兵津兵部省回帳

公穀九百六十八束三毛有餘

假粟七百三十有余九

其貢者依國司之處多松柏竹翠桑麻燈油之類  
院領近衛領青蓮院之領者制外之貢代也

元亨二年十月下表

下 兵部省

史生 源忠勝  
史生 奉行宗

古市

東主酒下許

東西二十六里一百步

大日本國主酒内共車國酒

大日本國立武埴內根津國氏部省回張

武庫郡行程二十六里一百步

賀美之兒屋

公穀一千六百七十束

假粟以貢代充其國司

上 舉奏去會

石井莊

公假二貢以海鮮之料食鹽之有無充之故無定

貢

廣田太神

神貢三百五十束神靈少彦名余蛭兒以方而神

飛律兵部省回張

三

為二座相殿大三貴、余固韓神也。美安三年  
依華島成就奉殿加大復，祝部卜部佑純

オホアナクナミミトツカラ

回下既張之年  
民部省因給四卷脫筒生喰而止也。但其遺書袖珍  
之一露志。二字有職之士暫時慰夸服耳。

文明二年五月月中旬

藤侍中 戎信

大日本國東海濱道尾張國

何十何標平

民部省圖帳

葉栗郡

行程東西二十四里  
南北二十二里七十步

和名鈎尾張

半波回葉栗

利久郡

利久郡

貢松村

柏樟

海鮮

食塩寺

虫喰

河沼

公穀

二千三百陸十七束有余

倅粟

一千三百九十五九

尾張兵部省回帳

一



咩二庄也 久宅家相續以羽使奈之三月上丁日

大乘院

持國

寺領

三十九束有餘

後鳥羽院

元唐元年六月源詠法師用基安置自那丈六之金

併

杜樂寺

若栗

寺領四十八束有餘以浦願為資代法上

人賣不平与古之廬室也

後醍醐天皇

元享二年十月下吏日

下氏部省史生

源志勝

史生

秦行宗

大日本東海陰道尾張國

演平

民部省圖帳

和名鈔尾張國  
海部阿未郡

海部都

行程東西十九里二百步

新屋御

南北二十三里六十步  
一千五百八十三束  
六百二十五九

貢海料驛馬以半稅充國庸

中鳴庄

八百九十三束有余  
未名

神名帳漆部  
神社

漆部大明神

文德神田七十二束有余  
仁壽三年二月加再復

實天智天皇三年五月御新遷也所祭之神靈者木華

咲耶比咩也

尾張兵部省回帳

神名張宇太  
志神社

國津宇太志明神 神田三十八束有餘 天武天皇元年

壬辰十二月始建言殿亦來及

櫛川院

寛治六年 戊卯加再復

給神境十四圍

萬行寺 寺領三十八束五十余石

後一條 寛仁元年十月悲心僧都同墓之地也

安國寺 寺領三十八束

元永元年戊戌行尊僧正修求聞持給為定額寺

玉食

箕川八幡

正曆之年依

和葉之事而以藤原仲遠

而奉幣帛終給附神田百束自男山八幡所見遷也

富國明神

有日置之村云村三百步也

長保三年初奉<sup>未冬</sup>言殿神靈豐國氏咩也

出合

右經數二万三千七十五束有餘

元亨二年十月下春

史生 下氏部省

源史藤

泰持宗

大日本國西海濱道筑前國民部省圖帳

肥前志摩郡

韓良公穀五十二束有餘

貢六

假粟四百六十八石貢米麻薩蘭

綿海鮮脩

久米公穀七百九十六束

假粟一千七百六十四束

登志湊假粟六十三束有餘

公粟有待出入之廻船送運之

料

明敷 公穀九百三十二束

假粟九十二石八毛田并以糞麻

之料充地課

雞永 公穀九百九十八束

假粟五百七十二石有余田

海料充國司之奉矣

川邊 公穀七百五十六束有餘 假粟八百三十九  
志麻 公穀六百十三束有餘 假粟五百十二瓦海料

充國司之奉

高良玉垂宮 神貢五十九束

天祿二年辛未三月依佐理之私造奉神貢所祭玉  
無命也天平年代武内宿祢荒木田襲津彥為相殿

神明 神貢五十七束有餘田

桓武天皇延曆三年甲子九月依國司藤原易興達  
卷自伊勢國山田原遷御

豐比咩明神 神貢六十八束  
淳和天皇天長四年自伊勢國御遷座  
光隆寺 寺願二十八束  
慈惠大師開基之地也

圓恩寺 肥後阿闍梨光圓一度結繩之室也

元亨二年十月下史日

氏部省

史生 源忠勝  
史生 泰行宗

左一卷者以舟檣李賢之家本寫之畢  
寛永十三年四月十日乙四位上豐後守中原誠忠在

千時元錄十二年孟冬下旬 光風堂一止軒画之  
享保十九甲寅仲秋 松壽勤右衛門義克在

千時文化三年丙寅九月中旬以左京人上田百樹本於柳園草堂畫  
青坪勝次種齋在

え喜ニシの兵部省因牒ひめ希九國をうへせよ傳しれりや  
淡海國鳥居郡の郷と山あ國を度改の郷と改めりて保とある  
るを裏めつゝいのねうちかへて一枚と二束大人と主を詠歌ともあり  
りてかく序玉ちりもめでむとてよ文うらみ跡にみて又承ふ  
とぞめれまつ

ああえひ戊申十月

宮崎大門

因勝

カラ 比々地ハ唐泊宮浦あ浦小山と云由舊記ニスアキラセ也  
ト作持りて小寄ツシミと奉札も今上同日にて三石の社と此  
比ナリよて鉛墨也

ノメ 芥庭波とあ見原町の地と云くり原氏の風土記ニ此也と  
筆字も云ゆ記されどすがおれも日日みてよもやを

む村のあねよゑ争

トシ達

今は大原の地と云ヤ志和社又と山あうと云うと記サ  
ルも借シテ又中者と云うるゝ由ハ云う詳く

アカシキ 桂井は原至野の地と云アカシキと云ふよと  
あり此地の高岳とカフチ岳と云もカシキ岳と號すせるある

「カの二三ノ署まで云々と文至原もえ亨のと葉枝

きとあるアレヒモキタクワラ杯奉札日日く

ケエ

ケハカヨ通ひエハヤヨ通ひて可ヤマと云う同一と云ふや源と  
ケエツカモヤ、主とケエヘルと土俗呼する事ても云うアリ

の四方八方村とれてんづる也あらず

カバ

馬場社の鳥記ニ加波を主と六社とありカバと云高  
いえを白油比初村の地と云泊ニカフノミと云四字あり其

の村とされ日日く又リもありて余川と云う

久あみ越の地名とえ和田子とも云本の方よりと云町此  
方より開闢ア入て一筋あるを云前川記と云て云うト

タマメ

大寛三年の銘又まち以の地よりと唐ツ又越又山  
と記せる所あり一社されば志麻ツとしりゆすれど圓  
バ情更主祠ニ玉華神ハ月神えは歲時之より云々ア  
ニ祀主社お底ハ吉良寺事ニ又主西村傳ノシテ此神カ  
ハイツソト云セヨ銘度ありト郭兼多の有大西神と花  
樹社記ニ云セヨモウヒハ此神のみ「して二十餘社より其子  
れリ

神明

久木平村の多大社神社と神社及にひより記ゆる也  
社より利基をひする事ニ神名权子より外宮とす大社よ  
記せしゝ六のコと以てまゝ外宮の事日あらひ之山田  
平ニあれハ此社あるゝこそやぢ老イセ志モシムクイシ  
ウニシテ

トヨヒメ

神社上あるうキダてとてく記一タケモ社ある「者  
ハイツソ山ノ鎮守もあり由社祖庵より其名也有  
アリ而及キテ之をよて又祀主社の例王祠と六角

寺

久木村の枝ツトナリニ地あり其也院のあり讀  
あ一ノニモト仙もともあシテ

而國

久木考究して後見のめ記とある

大風當其也

向  
性  
方

せ書してあるけり等

ハヨウニ國管者と云之



大津の文

正唐  
皇統祐四  
天皇御御年  
中山信名曰日本後記延暦十九年八月三日刺諸  
國地図事蹟疎略加以年序已久□字開途宜更令  
作之トアル勒ハ國帳ナニト也

天平  
此國帳ハ舊日本紀天平十年令天下諸國造國郡因  
進トアルヲ始ニテヨリ延暦ニ至リ再ヒ其事蹟ヲ委シシ  
ノ兵部省ニ藏メ置レシ故ニ兵部省ノ國帳トハイヒテ也  
此勒ニ地図事蹟疎略ト有ハ地図ノ間ニ記メアル事蹟ハ疎十  
ルトイフ意也此國帳トイフモノ世ニ傳ラズハ其体哉不詳シハ  
ラノ信名カ僻葉國郡ノ國有ニ其同々郡縣ノ榜示并租稅  
貢賦ノコトナト詳ニ載タル者ト見エタリ延暦ノ勒ニ地図事

讀云トアルト取源也兵部省ノ條ニ又有囚帳國郡隣示  
載以明白謂之兵部省囚帳トアルナトヲ考合テ可見ナリ  
賊原抄古本ノ首書ニ囚帳ト、諸國ノ指団也百余卷有  
トミエタリ思フニ和名抄ノ郡郷ノ條ハコノ囚條ニヨリ云カ  
レシモノナル

元亨  
後醍醐天皇  
尊御三  
元亨ノ囚帳ト云モノニモ囚ヲ載セメランニハ一所見モ有ナサルニ  
具因ハ今ノ世ヨリ音ノサマヲ模シ得シハイト難キワサナシハト載  
モノ也其上郷ト庄ト同シサマニ託公穀某東侵栗某丸ト載セ  
タル全ク杜撰ノ證也ト云ソシハ庄ハ貢ノ丁キ地ナレハセ又神  
社佛寺ノ領ヲ神田某東寺領某東ナト託セルモイカニシヤ國ノ正

稅ナトニアラル、モノコソ某東ヲモニカソフルナラニナレ斯ノ奇ダラ  
レテアラン田地ヲハ町段ヲ以テ數フル定メ也昔モ其法ナルトヨ  
トミ元享ナトノ頃ハ神仲ノ田ヲ某モテイフコレハアラヌニトセル鑑  
倉右大將殿武家ノ歿ハサレニヨリ公家ハヤウヤシ衰ヒ行テ國  
々モ大カシメ武家ノモノ、如ノ成爻ハ元享ノ頃ニ至リテハ者  
一統ノセノ如ク囚帳ナト模ハリキホトノコトハアルマシキセ外  
託ノ日記ヲサエ託シ得サリシニテ思ヒ可併セ  
疑ヘリモナキ舊作ナリ

中山信名・小川修理・叔父ト西野宣明イーリキ

常陸國太田文田數考

嘉元  
後二條天皇  
御年此年

文元德治

嘉元四年八月廿日常陸國田文一冊佐竹殿右大保八丁酉  
年五月廿七日水戸北林浜石川老先生揮筆して奉  
示し給ひる六月廿四日捧書并聞し謹て其田文比田數  
と算計より、凡通計八千六百餘町あり。其のをうよ今ま  
く常陸皆田数とよづて是に較ゆる時、田文は下載甚ざ  
と疑ふ因て復次に東家子啓君惠示一々之を核子文  
書せ太田文の田数と較べれば、稅不文書不載の田文ハ嘉  
元比田数十多き事三千町あり。但此太田文を弘安二年作田  
忽勘文大略注進矣。六年五月三日寫眞覽すこぞえ。

弘安  
後二條天皇  
御年

常陸國太田文田數考

壹

近文  
後光嚴天皇  
南朝正平  
十二年  
常陸國太田文田教考

もとよりてひし井と推すも近文を嘉えども五十匁よあくあり  
沙安さあん、嘉えども二十年じゅうねんよりはるに文也太田文其初  
脱岡だつおかありて全ぜんす今いまて其園そのゑんをもと推一其田數一  
萬一千町まんいちせんちゆうあるすあるす。

常陸國太田文書文永十一年六月  
弘安二年、大嘗會用  
丙午土年  
途段別參并米と定さだ。直旨の文ニ建久以後新立莊園  
并公田貞教等委可令注進言上うへえきす。西村にしむら喜  
元近文の時此御例ごりやくニよきて大田文庄おおたぶんじょうあり。既然れ  
ど當時比ひやう大様税だいがたぜい石いしをととせ時取ときとり。壓  
さう。其飛空柄ひくうへととるせんせんめめて取其任うけにんととす事

ある。もともと沙安さあん、井戸諸家いどしゆかの田教たうきょう二家にけい、庄進しょうしんも  
ある。くねくねに時比田教たうきょうと之そすなり。承うけ代しろ主しゆと傳つるふる田教  
の子これとちく建久以後けんくい新領しんりょうの頃ごろ也或新同しんどうの田并御  
耕おぎの田等とうも多多く。志諱しひニ記きし得とす。ものと大根だいこん  
此ことをもよのう。まく欲ほすとも當あす。れどエー。せと内うち白  
する言浮ことあぐ。日代ひしろ賀守かしろ處ところも當あせよ。もとひの  
しや否いは。

何某君惠示わいし一々いついつ但馬國太田文豐後國田代の二  
書ふみより載のせ説せつめあると常陸田文じよひととめあると  
較くわまかひ、密ひそや是これは最さい祖そ也

嘉永  
後小松天皇  
御印

常陸田文とあるは幾ハ私領也田と載せし唯大様家税  
而亦代より戦掌一木も田の事と考へる所也れされ  
あれも私領の田いくべくあしや浮てるゝうさぎ也  
大極稅やるる比田も併耕不稅と輸す田數の  
印家朝言上常陸國笠間郡十二ヶ郷石井郷半分事  
分註半分者印新下とてそすり梅も是今比印新  
私領入文地相似るゝものあり故笠間郷と北田文下  
武戸庭三十三十九反三百歩石井至四十九段大玉柄  
土町一反小あるとこも是印新の田ある

後二條章  
近文  
後光嚴元  
皇清  
印  
草稿章  
十二年  
ニ當り

又北郡の内横山尾の田嘉え近文の二書共よ其田大もほ  
リ甚ぞ大極も麻生文書ト大ト云、西六十步と注せ  
リ是稻三十三束ナメハ前田と被ると云ひて考時、田今  
よおよづとよとヒザクセニシテ少ある田とめてする  
とき、村名これよと云うあまる也、専あま太い子  
持山尾村はある御郷不此外比田ノ私領も本件うあ  
る之其私領也、ハ未證と浮ば

田文ト載るよの田一馬二十町ハ補するよ當時一國中、  
田額四ヶ也一馬も物也

近喜寺常陸國田數四馬ニ千サハ町  
草用韋

常陸國大田文田數考

卷之  
冬

拾芥抄六四萬九十二町六段百十二步

同常陸國廿官十一田數の下正公各五十萬束

愚林子古書字傳一無りるすよあす正公も正税  
乃あやまつよりあると名さか二郡より輸す正  
税稻五斗束と田一段とすとよ從ひ正税五十萬  
束つ土郡のうち五百五十萬束此田代ハ昂一萬一千  
町あり因てたゞ常陸比田文ハ正税の稻輸すと云  
乃田代のと大極家税千家貳當手ともと載  
るわる事トヒト

天正軍記は太閤仰揆也常陸國五十四萬石

曲政座右引之

慶長  
後陽成天  
御宇

常陸水戸封内常陸正宗寺古書藏よ慶長七年

口口御縄時七十五萬三千六百石常陸十一郡之高

右同書

節用隼不戎田高同之

引之

按すよニ寺古書田數四萬三千町是今比田制より

此田高下四十二萬石本來一正喜と雖云六百石

年

太閤の伊勢の田高五萬四十町あるれば未甚田數ゆ  
け唐もくもくと云ふあり今比田代より云つてハ延喜  
比一倍又く八九十三萬石と云ふと雖くも此伊勢  
私領の入米四十四萬解あると云此田代則二萬二  
千町もくもくと云ふ事喜の一倍又云々太田文の田數よ一倍

ヒトニシテ通等す蓋妻えの田數ハ固ヨリ丈丈の  
田數ナリサレく載るとて要諦よりひしテ度哉  
ハ殆て均泥とす同一量ナリテウス

今此國ニ諸侯比封内ニ入リモある公ニ付利あり是  
代大極家税モ家戸掌モサル利千疋相同ニキシテ、  
蓋今伊國のサ御利税額ナリナリナリ御年直  
并諸賦相併クレ半米の全數と田代ド一疋高一千  
石此處の山田五十町ト一某村某郡是ニ準レ大旨通  
計するまきハ其田ニ疋三千町也是役は當リナキ也これ  
ハ事ナリ用よ至ル左通ナリ本處と僕人比

嘲詠ノと謂せられあひみあへすこと

老夫れよア東宮アトモ、御酒とすア御事示一ゆ  
笑因セ萬一ニ私ノモナムトニ漆梅と述メツニ備毛覽  
顧命北序スナリあれ訂正トシハシノノナムトニ  
れくニ記す干時ノアヒヨ

老尼七月六日セト詩一ゆく五七日トニ日もニムト  
ノ忍惶頓也シテ神靈ナムモ人ナム

小字

肩信

東宮之生のちもくもく

常陸國大田文田數考

伍矣

安政五年二月日寫

大津明融

